

# マイナンバー制度が始まります

## マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）

マイナンバーは、「社会保障」「税」「災害対策」の分野で活用され、行政を効率化し、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。国や都道府県・市町村などの間の情報のやり取りをスムーズに進めることで、行政の手続きを簡素化したり、本当に行政サービスを必要としている方をきちんと支援したり、行政の無駄をなくしたりすることを目的に作られた制度です。



### ！ マイナンバーとは

住民票を有するすべての方に、一人ひとり重複しないように付番される12桁の番号です。マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして不正に使われるおそれがある場合を除いて変更されませんので、大切にしてください。

### ！ マイナンバー制度 3つのメリット

#### 1. 公平・公正な社会の実現

適正・公平な課税と支援

#### 2. 国民の利便性の向上

面倒な手続きが簡単に

#### 3. 行政の効率化

行政手続きが正確で早くなる



### ！ マイナンバーの利用範囲

マイナンバーは、「社会保障」「税」「災害対策」分野のうち、法律で定められた行政手続きでのみ使用します。

| 社会保障  | 税  | 災害対策                               |
|---|--|------------------------------------|
| 年金の資格取得・確認、給付<br>雇用保険の資格取得・確認、給付<br>ハローワークの事務<br>医療保険の給付請求<br>福祉分野の給付、生活保護 など | 税務当局に提出する確定申告書、<br>届出書、調書などに記載<br>税務当局の内部事務 など | 被災者台帳の作成事務<br>被災者生活再建支援金支給事務<br>など |

※ このほか、「社会保障」「税」「災害対策」に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。



## 今後のスケジュール

平成 27 年 10 月から 住民票の住所にマイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます

平成 28 年 1 月から 社会保障・税・災害対策の手続きでマイナンバーの記載が始まります  
申請された方（希望者）に「個人番号カード」の交付開始

平成 29 年 1 月から 国の行政機関の間で情報連携が開始

平成 29 年 7 月から 地方公共団体などでも情報連携が開始

### 平成 27 年 10 月以降、マイナンバーが通知されます

平成 27 年 10 月以降、住民票を有するすべての方に 12 桁のマイナンバー（個人番号）が記載された「通知カード」が送付されます。

#### 通知カード（イメージ）

| 通知カード        |                |
|--------------|----------------|
| 個人番号         | 〇〇〇・・・・（12 桁）  |
| 氏 名          | 番号花子           |
| 住 所          | 東京都西多摩郡日の出町・・・ |
| 平成〇年〇月〇日生    | 性別 女           |
| 発行 平成〇〇年〇月〇日 | 〇町長            |

マイナンバー、はじまります。



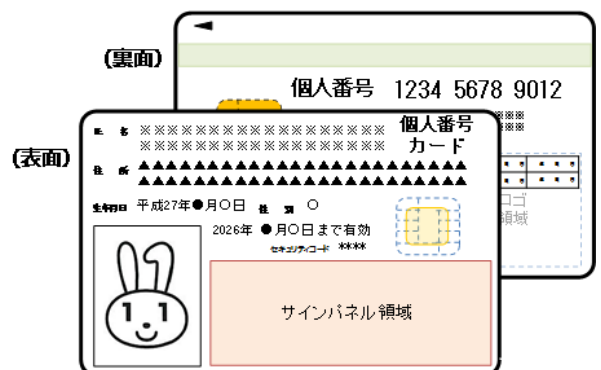
- 通知カードは原則として住民票に登録された住所あてに郵送されます。
  - ・ 通知カードを確実に受け取るため、住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、住所変更の手続きをしてください。
  - ・ 通知カードは「地方公共団体情報システム機構」から簡易書留で送付されます。
- マイナンバーは、各種手続きが必要となりますので、通知カードを紛失しないように大切に保管してください。
  - ・ 通知カードに顔写真は入っていません。本人確認のために使用する場合、顔写真の入った証明書等が別途必要になります。

### 平成 28 年 1 月から、申請により「個人番号カード」が交付されます

申請により平成 28 年 1 月以降、「個人番号カード」の交付を受けることができます。

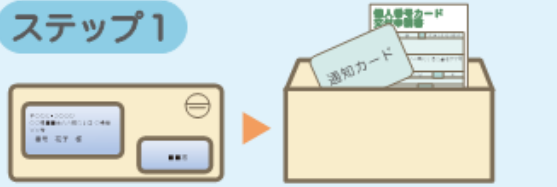
個人番号カードは、券面にマイナンバー・氏名・住所・生年月日・性別・顔写真が表示されるカードで、申請された方だけに交付されます。

- 個人番号カードは個人番号の確認や身分証明書としての利用、行政手続きのオンライン申請など、さまざまなサービスに利用することができます。
  - ・ 交付申請は通知カードに同封される申請書に記入・返送して行います。
  - ・ マイナンバーは個人番号カードの裏面に記載されます。なお、法律で認められた場合を除いて、個人番号カード裏面をコピーすることは禁止されておりますので、ご注意ください。



## ！ 個人番号カードの申請方法


**ステップ1**



平成 27 年 10 月以降、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが簡易書留で届きます

**ステップ2**


(表面) (裏面)



同封された個人番号カード交付申請書に顔写真を貼り、返信用封筒に入れてポストに投函

**ステップ3**

個人番号カード交付通知書




通知カード

平成 28 年 1 月以降、はがきで交付通知書が送られてきますので、運転免許証などの本人確認書類、通知カードをお持ちのうえ、役場窓口までお越しください

**ステップ4**

(表面) (裏面)



本人確認のうえ、暗証番号を設定していただき、個人番号カードが交付されます

※ [ステップ 2] の「個人番号カード交付申請書」返送先は、「地方公共団体情報システム機構」となります。

[初回発行手数料は無料です]

## ！ 個人番号カードの交付

個人番号カードは、平成 28 年 1 月以降、順次交付を開始する予定です。  
個人番号カード受領の際には、「通知カード」「交付通知書」「住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）」  
運転免許証等の本人確認書類をご持参ください。

## ！ マイナンバーについての注意

マイナンバーは、「社会保障」「税」「災害対策」の手続きのために、国や自治体、勤務先、年金・医療保険者などに提供します。

他人のマイナンバーを不正に入手することや、他人のマイナンバーを取り扱う者がマイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを不当に提供することは、処罰の対象となります。



## ！ マイナンバー制度について、さらに知りたい方は

ご不明な点は  
マイナンバーの  
コールセンター

マイナンバー  
0570-20-0178  
まで

ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

政府広報オンライン <http://www.gov-online.go.jp>

マイナンバー公式 twitter [https://twitter.com/MyNumber\\_PR](https://twitter.com/MyNumber_PR)